

新潟県立新潟高等学校いじめ防止行動計画

【 組織 】

いじめ対策委員会

委員構成・・・校長、副校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、教育情報部長、学年部長
人権教育推進委員会委員長、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター

※必要に応じて、部活動顧問、その他関係職員、県教育委員会派遣の外部専門家等
を加える

【 未然防止 】

対 策

- いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- 学校生活に関する意識調査
- 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- 校内研修会の企画・立案
- 配慮を要する生徒への支援方法の決定 等

学級づくり及び学習指導の充実

- 全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める
- 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める
- 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、生徒が意欲的に取り組む授業づくりに努める
- 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる
- 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る
- 生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する
- 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する
- 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する

人権教育の充実

- 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する
- 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど、生徒への指導に細心の注意を払う
- 互いを認め合うという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する

情報モラル教育の充実

- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する

保護者・地域との連携

- PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する
- 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する
- 学校自己評価を活用し「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る

指導上の留意点

- 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない
- 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる

【 早期発見 】

情報の収集

- いじめの状況把握するためのアンケートの複数回実施
- 定期的な個別面談における情報収集
- 生徒との信頼関係の構築
- ホームルーム、授業、部活動における日々の生徒観察
- いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知する意識の醸成

情報の共有

- 「学年会」に「情報交換会」を設定するなど、気になる生徒の情報を共有し状況の把握に努めるとともに、いじめ対策委員会とも連携する。
- 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える
- 生徒・保護者に、いじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える

【 解決に向けて 】

調査方法、分担等の決定

- 目的の明確化
- 行動の優先順位の決定
- 関係のある生徒への事実関係の聴取
- 緊急アンケートの実施
- 保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- 県教育委員会への報告
- 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

指導方針の決定、指導体制の確立

- 学校、学年、学級への指導・支援
- 被害者、加害者への指導、支援
- 観衆、傍観者等への指導、支援
- 保護者との連携
- 県教育委員会との連携
- 関係機関との連携

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- いじめ対策委員会での情報共有
- 県教育委員会との連携

警察との連携

- 犯罪行為として認められるときは、所轄警察署と連携して対処する

解決後の継続的な指導・助言に向けて

- 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する
- 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める

【重大事態への対応】

- 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める
- 県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う
- 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う
- いじめを受けた生徒や保護者及びいじめを行った生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める
- 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する
- いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する